

日 時	平成26年8月26日(火) 14:00~16:05	場 所	下関市商工業振興センター 3階 会議室
委 員	横山眞佐子委員、宮川雅美委員、小川雅美委員、石川敏恵委員、下田佳子委員、宗田由美委員、 小林淳子委員、梶山正迪委員、田中義道委員、中川浩一委員、藤村整市委員、若松佐織委員、 藤原康子委員、今村方子委員		
事務局	[こども未来部] 佐伯部長、福永次長、木村次長(こども育成課長)、西川次長(こども家庭課長)、山崎こども保健課長、 川口こども育成課主幹、富本こども家庭課長補佐、三原こども家庭課主査 [教育部] 三好教育政策課長、石田参事(学校支援課長)、藤岡学校安全課長、藤井学校教育課長補佐 [下関市子ども・子育て新制度準備室] 光吉室長、山本主査、大井主査、森永主査、山内主査、田中主査、栗原主査、 加祥主任、金子主任、工藤主任、森主任、峰岡主任、飯田主任主事、大石主事		
資 料	▶ 平成26年度第3回下関市子ども・子育て審議会 ▶ 下関市子ども・子育て支援事業計画(素案) ▶ 量の見込みと確保方策		

横山会長

今回は私事の急用で欠席してしまい申し訳ありませんでした。

まだ時間は早いのですが、今から第3回目の下関市子ども・子育て審議会を始めさせていただいてよろしいでしょうか。

今日は14名全員出席していただいております。事前にお渡ししていると思いますけれども、今日の議題は、1、2、3についてでございます。今日の資料について、事務局からご説明をお願いいたします。

田中主査

当日の資料は今回ございません。机の上に置かしていただいているのは、前回もお渡ししてあります”For kids プラン“の概要版でして、今日のご説明であると役立つかと思い、あらためて配付させていただきました。

事前にご送付したのは、「下関市子ども・子育て支援事業計画(素案)」と「量の見込みと確保方策」、2つの綴じたものをお送りいたしました。お送りしたのが直前で大変恐縮なのですが、以上の2つでございます。

横山会長

それでは、順番にいききたいと思います。

議事の最初の「下関市子ども・子育て支援事業計画(素案)」について、事務局から説明をお願いいたします。

田中主査

では、続いてご説明をいたします。その前に、今回、ご案内をお送りした時に、国の研修会のリーフレットも同封させていただきました。

タイミングよく国から届いたので、コピーしたものを入れさせていただいております。

今、お持ちの方もいらっしゃると思いますが、これについては、内閣府のホームページに申し込みのフォームが出ているようでございます。

審議会の委員さんは、出席の対象となっていたと思いますので、コピーしてお配りいたしました。

説明会の企画内容についても、申し込み用紙に一応書く欄があり、その説明には、もし定員を超えた場合には、企画内容によって選考させていただくかもしれないというコメントがありましたので、申込みの際には、そのような企画も必要かもしれませんが、定員を超えなければ受けていただくことができるようでございます。

10月3日に福岡でございますので、ご興味があれば、参加できる方は参加していただきたいというご案内でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、資料のご説明をいたします。議題1が「下関市子ども・子育て支援事業計画（素案）」という分厚いほうの資料でございます。こちらについて、事前にお送りしたと言っても直前でございますので、今、通して見ていただいてご説明をしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

この支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針というものが内閣府から出されております。その中に記載事項が定められていまして、このうち必須の記載事項としましては、1番目が教育・保育提供区域の設定、2番目が幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその提供体制の確保の内容と実施時期、3つ目は地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその確保の内容と実施時期、4つ目は認定こども園の普及に係る基本的な考え方、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割や基本的な考え方、推進方策、保育園、幼稚園、小学校の連携、こういったものを記載しないということが基本指針に書かれているところでございます。

素案の目次をご覧ください。必須の記載事項は、第5章に入っております。第5章に関しては計画素案の資料に綴じておらず、別に綴じております。議題の2番目としているものです。必須記載事項の認定こども園の推進方策や保幼少連携に関しては、今後の取組ということで、第6章にも関係してまいります。

第5章以外についてですが、前々回の会議で章立てなど見ていただいておりますが、平成15年と平成22年に策定した「下関市次世代育成支援行動計画“For kids プラ”」を引継いでおります。これは、次世代育成支援対策推進法に基づいて、行動計画策定指針というものがやはり国から出されており、必ず織り込みなさいという事項が5つほどございます。1つ目が地域における子育ての支援、2つ目が母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、3つ目が子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、4つ目が子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、5つ目が職業生活と家庭生活との両立の推進となっております。

それでは計画素案をみていただきたいのですが、第1章は計画の概要ですが、計画の趣旨、期間、概要をまとめています。計画の目的は、国において少子化対策を進めてきましたが、少子化は依然として進行しており、社会状況の変化の中で、子ども・子育て支援が質、量とも不足していること、子育ての孤立感や負担感を多くの子育て家庭が感じていることなどの問題があります。そのような課題に対応するため、子ども・子育て支援法に基づき子ども・子育て支援新制度が開始されます。この子ども・子育て支援のための取組を総合的に推進するために、この計画を策定することとしてまとめております。

2ページ目の計画の性格・位置付けは、この計画が子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法に基づくこと、下関市総合計画とその他関連計画と整合を図ることを記載しています。

計画の期間は、来年度から平成31年度までの5年間です。

3ページ目ですが、策定の体制は、策定にあたってこの審議会で計画に関する意見等を集約すること、また、アンケート調査により子育て家庭の意識や実態を把握することを記載しています。

続いて4ページからの第2章子どもと家庭の状況は、本市の人口や世帯、婚姻等の状況の推移、また子育て支援に関する状況を、13ページからの第3章次世代育成支援行動計画の評価と課題は、これまで計画を実施してきたの評価と課題をまとめており、2章、3章を受けて、第4章以降を作成しています。ここの部分は5月の審議会でご意見をいただいている部分であるため、説明は割愛いたします。

53ページからの第4章の計画の基本的考え方、基本理念のところでございますが、次世代育成支援行動計画の基本理念を継承し、“支え合う”とともに“学ぶ”ことが健やかな成長に重要であるという視点を加えて、“ともに支え合い、ともに学び成長し、みんなの笑顔があふれるまち 下関”としております。前々回の審議会で委員の方からご意見をいただきまして、説明にところに“次代の下関市を担う子どもたちの健やかな成長を支えるまちを目指す”ことを記載いたしました。

続きまして54ページの計画の視点は、現計画の3つの視点に、4つ目の視点として“子ども・子育て支援を安定的に提供します”を追加しています。

1つ目の視点は、子どもの最善の利益の実現を目指すこと、また、子育てを支援するにあたっては、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況などの事情による社会的な支援の必要性が高い子どもとその家族も含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とすることを記載しています。

2つ目の視点は、親やその他の保護者は、子育てについての第一義的責任があり、親の成長の支援など、家庭における子育てを基本とする取組を進めることを記載しています。

3つ目の視点は、地域全体が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有して子どもの育ちと子育てを支援することを記載しています。

55ページ、4つ目の視点として、質の高い教育・保育を安定的に提供するとともに、幼児期の教育・保育を総合的に推進すること、妊娠・出産期から、学童期、青少年期も含め、子どものすべての発達段階に応じて、切れ目ない子育て支援を提供することを記載しています。ある意味、新制度の特徴的な部分がこの4つ目の視点となっています。

56ページ、計画の目指す姿ですが、本計画の理念の実現に当たって、子ども、家庭、地域のそれぞれの目指す姿をなるべくわかりやすい表現で記載しています。

57ページ、計画の基本目標は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に基づき、次世代育成支援行動計画の4つの基本目標に、基本目標の子どもの成長を支える環境づくりを新たに追加しています。

基本目標の子どもの成長を支える環境づくりは、親の就労や経済状況、子どもの発達の違いなどにかかわらず、それぞれに適した就学前の教育・保育が提供できるよう、量の拡充、質の向上を推進するとともに、障害のある子どもへの適切な支援を推進します。

基本目標のすべての子育て家庭を支える環境づくりは、すべての子育て家庭への、地域における様々な支援の充実を図るとともに、地域が一体となった支援体制づくりを推進します。

基本目標のみんなが育つ環境づくりは、次代の下関市を担う子どもたちが生きる力と豊かな心を育み、また、家庭を築き子どもを生み育てることの意義と喜びを理解することができるよう、教育環境の充実を図るとともに、家庭・地域の子育て力を高めるための支援を推進します。

基本目標の子育てと仕事の両立を応援する環境づくりは、働きながら子育てをする家庭を支援するため、多様な保育サービスの充実を図るとともに、子育て家庭に配慮した職場環境整備の促進、ワ

ーク・ライフ・バランスについての啓発を推進します。

基本目標 の安心して生活できる環境づくりは、子どもがのびのびと安全に活動できるよう、住居、遊び場を含めた地域の生活環境などの整備を進めるとともに、事故や犯罪から子どもを守る環境づくりを推進します。

59 ページは、本計画の施策の展開を、体系的に記載しています。

60 ページの第5章 量の見込みと確保方策は、後ほど、別資料で説明いたします。

61 ページ、第6章 計画の取組は、基本目標ごとの体系に沿った取組を記載しています。

主な施策を説明します。

基本目標 は、新たに追加した基本目標であり、施策目標1の就学前の教育・保育の総合的な提供として、教育・保育の提供体制の充実、幼児期の教育の充実、認定こども園の普及、保幼小連携の推進に取り組みます。

62 ページですが施策目標2で障害がある子どもへの適切な支援として、療育の充実、相談、指導、支援の充実を図ります。

63 ページ、基本目標 、施策目標1の子育て家庭への支援として、情報提供体制・相談体制の充実を図るとともに、平成26年度から組織されたこども未来部によって、子どもの育成と子育て支援に関する取組を一元的に提供していきます。また、延長保育や休日保育、病児・病後児保育などの親が就労している家庭への多様な保育サービスとともに、親の病気などで子どもがみられない場合やリフレッシュのための保育サービスについて高まるニーズに対応して充実を図ります。

64 ページの放課後児童クラブの充実について、今後、高学年の利用ニーズも含めた量的な拡充などを推進します。

65 ページ、施策目標2の地域で子育てを支える環境づくりとして、地域子育て支援拠点事業の充実を図るとともに、次代を担う子どもを多世代で育むための施設ふくふくこども館において、親子が一緒に過ごせる遊び場や交流スペースの提供、子どもの一時預かり、相談など、一体的な子育て支援に取り組みます。また、子育てを支援する活動団体と関係機関のネットワークの強化を図ります。

66 ページ、施策目標3子どもの権利を守るための環境づくりとして、児童虐待を防止するための、相談体制の充実や児童の養育上の問題を抱える家庭等への訪問や生活支援の充実を図ります。また、67 ページ、虐待を受けた子どもやDVの被害者の子どもなどの精神的なケアや家庭の養育機能回復の支援に努めるとともに、切れ目ない総合的な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能を強化します。

施策目標4ひとり親家庭への支援として、自立支援の充実を図るとともに、68 ページとなりますが母子・父子自立相談員を始め、関係機関の相談・支援体制の充実を図ります。

施策目標5健やかに育つ環境づくりとして、妊娠・出産期における健康づくり支援や相談体制の充実、健康診査等の充実、経過観察の必要な乳幼児への保健指導の充実を図るとともに、69 ページですが食育、思春期保健対策を推進します。

70 ページにまいりまして、基本目標 の施策目標1子ども一人ひとりの生きる力の育成として、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成し、子ども一人ひとりが自らの将来や社会を力強く切り拓いていけるよう、教育活動の充実を図ります。また、発達障害を含む特別な支援を要する子どもが自立し、社会参加に必要な力を培うため、特別支援教育支援員の充実を図ります。

71 ページ、施策目標2子どもと家庭が地域で学び・育つ環境づくりとして、児童・青少年の健全育成の推進、相談体制の充実、地域で子どもが学ぶ機会の充実を図るとともに、72 ページになりますが、



親に対して子育てに関わる情報提供や相談、学習機会を行うなど親・家庭の子育て力を向上するための支援を推進します。また、次代の親となる子どもが、結婚や子どもを生き育てることの意義、子どもや家庭の大切さについて理解することができるよう、意識啓発、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。

73 ページ、基本目標、施策目標1 保育サービス等の充実として、子育てと仕事の両立を支援するため、多様な保育サービスや放課後児童クラブの充実を図ることを、基本目標、の施策の再掲として記載しています。

74 ページ、施策目標2 仕事と生活の調和の実現として、ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解や働き方の見直しを促すための啓発を行うとともに、事業主に対して子育て家庭を支援する職場づくりを促すための啓発を行います。

75 ページですが基本目標、施策目標1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくりとして、子育て家庭に配慮した施設整備を促進するとともに、子育てに配慮した施設などの情報提供の充実を図ります。また、身近な公園の充実とともに、既存の施設の活用や情報提供により、子どもの遊び場の充実を図ります。

76 ページ、施策目標2 子どもが安心して生活できる環境づくりとして、交通安全対策、防災対策を推進するとともに、子どもを犯罪の被害から守るための意識啓発、情報提供、環境整備を推進します。

以上が、計画の取組となります。

77 ページの第7章計画の推進については、平成27年度以降、計画を推進するに当たっての体制として、庁内の関係課と連携し、進捗を管理し、総合的に推進するとともに、子ども・子育て審議会により、年度ごとの進捗状況の検証を行うことを記載しています。

また、家庭や地域の関係機関、関係団体などと連携を図り、協働により推進していくことを記載しています。

以上、資料を一通りご説明させていただいたところでございます。よろしくお願いたします。

横山会長

ありがとうございました。資料77ページに及ぶ資料を一気に説明していただきました。

今まで何度か審議させていただいている部分をまとめられた素案でございますけれども、この中で何かお聞きになりたいことがありましたら、ご意見などを承りたいと思います。

委員

この計画策定のためにアンケート調査をしましたが、2ページの一番下の表を見ると、平成31年度に見直しを行い、第2期計画期間に入るということで、この時にはぜひ、世帯に対するアンケートだけでなく、保育園、幼稚園、あるいはこども園などの施設側へのアンケートも考慮されたほうがいいのではないかと思います。

次に22ページの地域子育て支援拠点事業の実施状況について、平成26年度の設置箇所数は15か所となっておりますが、後期計画目標値では18か所となっております。これは、具体的に達成見込があるのか教えていただきたいです。

それから、23ページのファミリー・サポート・センター事業の実施状況について、後期計画目標値が空欄になっております。11ページに事業の利用状況・利用希望に関するグラフがあるのですが、ファミリー・サポート・センターは下のほうにあり、利用しているのは0.4%、利用を希望されるのは

5.7%となっています。ファミリー・サポート・センターというのは、希望の多い事業の1つではないかと思うのですが、そういう意味では23ページの後期計画目標にはもう少し充実させるという目標の数値を入れるなり、考慮いただけたらいいのではないかと思います。

それから26ページの相談相手について、“保健所・保健センターの保健師・助産師”、“公的相談機関”、“保健推進員”、“民生委員・児童委員”という、いわゆる公的な機関が相談相手としてのパーセンテージが低いというのは、いかがなものかと思いました。

そして30ページの乳幼児家庭全戸訪問事業について、後期計画目標値が100%になっています。全戸訪問の目標が100%であることは当然なのですが、前の年度を見ると毎年下がっているため、これについての具体的な改善策があれば、そこに記載して、100%としたほうがいいのではないかと思います。

59ページに基本目標、施策目標、展開の方向の組み立てをわかりやすく表にしているのですが、施策展開の方向の次が具体的な施策になりますので、ここがどうなるのかというのが一番関心のあるところで、つまり、61ページの表の内容というところが、施策のあとの具体的な部分だと思います。したがって、達成状況等を今後調査して確認するにあたっては、この内容がどうであったかという評価をしていただけたらいいのではないかと思います。その内容も、並びに基づいて達成状況の表をつくると、実際に目標にどのように近づいているのかわかりますので、そのように整理されるといいのではないかと思います。

61ページの認定こども園の普及についてですが、私としては認定こども園を普及させていただきたいと思います。特に、私の地域では来年幼稚園が閉園するという中で、地域の幼稚園に通う子ども達は、およそ4、5kmも離れた非常に距離が遠くて、公共交通機関も不便なところに行かざるを得ないという状況です。私立保育園が地域の中に1つあるのですが、その私立保育園を認定こども園に衣替えをするという方向となれば、この認定こども園で幼稚園に通うであろう子どもを受け入れることができますし、そういうことを行政の指導の中では“要請します”という文面がありますので、そういう意味では、認定こども園の普及を期待しております。

それから、63ページの情報提供体制の充実について、提供・充実していくという内容なのですが、改善策を何か取り上げていただくといいと思いました。

最後に76ページの交通安全対策の推進について、この辺はおそらく、77ページの計画の推進の推進体制の“庁内の関係課が連携を図り”という部分と関係があると思います。関係課が連携を図って進捗状況を管理するという仕組みについて、このように進めていこうと関係課に既に提示されているのか、それとも今から掲示されるのかというのは、非常に大事だと私は思います。その中で、76ページの交通安全対策の推進というのは、まさに関係課がやるべきことではないかと思います。関係課がやるべきことはいろいろあると思いますが、関係課の皆さんが、この計画の内容についてきちんと理解をして、子ども・子育ての視点でそれぞれの施策を推進することが大切です。それをしっかりと確認できるような仕組みを今後つくっていくことをぜひやっていただけたらと思います。

木村次長

まず、アンケートに関しまして、世帯だけでなく施設に対してのアンケートも考慮してほしいということですが、委員さんの考えておられる内容とは少し異なるかもしれないのですが、私立の事業者である幼稚園や保育園には、今後、どのような方向に進もうと考えていらっしゃるかというようなアンケートはしております。一つひとつはここに公表しておりませんが、今後もそのよう

な姿勢は続けていきたいと考えております。アドバイス、ありがとうございます。

また、22 ページの子育て支援拠点センターに関して、後期の目標値が 18 か所と挙がっておりますが、26 年度時点で 15 か所になっております。目標達成の見込があるのかというと、27 年度すぐにといいことになりませんが、これはこれから展開していく 13 事業の 1 つですので、第 5 章の中でまたご説明をさせていただきます。

過去には保育園で子育て支援拠点機能をもっていた園もあったのですが、保育の需要の高まりにあわせて子育て支援拠点の部屋を保育室に転用したような事情などもあり、これまでの次世代の計画の中では、目標に達することができなかったという事情でございます。

西川次長

ファミリー・サポート・センター事業について、目標値が入っていないというのは、次世代の計画書が別にございまして、目標自体が箇所数しか設定していなかったため数字が入っておりません。

目標としては、箇所数が 1 か所ということになっておりますが、その下の登録会員数と活動件数については、実績の数値が入っているという状況でございます。

木村次長

最後の交通安全のところ、関係課に提示すべきだということに関して、次世代の計画については、毎年、進捗状況を確認しており、関係課には数値を出していただくようにしております。実績報告は毎年、ホームページでも公開しているので、確認できる仕組みはできております。

山崎課長

先程ご指摘をいただきました 26 ページの相談相手に関して、行政への相談が少ないのではないかといいことでした。

保健センターの保健師との回答が 3.2%となっておりますけれども、保健センターでは育児学級、母親学級などいろいろな子育てに関する相談を受けており、いつでも相談に応じられる体制にしております。

しかし、まだ PR 不足な部分もあると思いますので、しっかりと地元の保健師さんとお母様がつながっていただけるよう、せつかく 8 保健センターとセンターも充実してまいりましたので、より一層身近に保健センターを感じていただけるよう、保健部の保健センターと連携を取ってまいりたいと思います。

それから、30 ページのこんにちは赤ちゃん訪問事業の訪問率が下がっているのではないかといいご指摘は、前回もいただいた部分でございます。確かに 90% 台から 90% を切っている状況でございますが、あくまで 100% が目標でございます。

お母様となかなか会えないということもありますけれども、実際訪問するのは保健センターの保健師さんに訪問していただくのですが、どのくらい訪問できているのかということ、今後は最後に確認するのではなく、年度途中でしっかりと度々確認しながら、必ず右肩上がりの数字となるように、こども保健課として事業を進めてまいりたいと思っております。

横山会長

全戸訪問事業についても、いくら訪問されても平成 22 年度から数字が段々と下がっているのは、行

く側だけの問題ではなくて、ご家庭側に社会的な問題などいろいろなことがあって、訪問できないということもあると思います。

山崎課長

訪問させていただくのですが、なかなかお会いできないというのが一番多いと思います。働いていらっしゃる、いろいろなサークルに通っていらっしゃる、お母様のご都合もあるかと思うのですが、その都度メモを入れたりしながら、実際にお会いして、産後うつ等のさまざまな問題を抱えておられるお母様が多数いらっしゃると思いますので、つながっていくように頑張りたいと思っています。

横山会長

女性は働く時代であると言われながらも、一方では子育てもしなくてはいけないという、なかなか大変な時代です。社会状況に振り回されているというのも考えていかなければいけません。

また、公的な機関の相談する場が少ないということですが、努力されているのは重々わかっていますけれども、地域の方たちの協力があってこそだと思いますので、地域の連携をお願いします。

他にございますでしょうか。

委員

35ページの虐待を見たり、聞いたりした際の対応に関して、上から順番に、いろいろな対応がありますが、その中に保健推進員の方々に連絡したという項目がありません。私の知っている限り、私の地域では保健推進員が比較的身近に存在しておられて、子ども達のことをよく理解していると思うのですが、この方々が入っていないのはどうしてなのでしょう。

木村次長

5年前のアンケートの時に選択肢として入れていなかったのも、また今後、選択肢に入れるように検討したいと思います。

横山会長

保健推進員さんと母子保健推進員さんというのは違いがあるのでしょうか。

金子主任

日本全国的には、母子保健推進員というのがメジャーな名前になっています。一方で、地域柄もあるかもしれませんが、下関市では母推さんではなく、健康全体を支えていき健康づくりをお手伝いする地域の方ということで、保健推進委員と改称してやっております。

母推さんの内容を含め、大人の健康のことも含めた支援を、下関市では保健推進委員さんとしてやっています。

横山会長

おわかりいただけただけでしょうか。それでは、新しい調査をする時には、選択肢として入れていただくということによろしいでしょうか。



委員

61 ページ施策目標1の教育・保育の提供体制の充実では、“保育園、幼稚園、認定こども園”の並びになっています。一方で、下の保・幼・小連携の推進の就学前教育と小学校教育の連携の推進の項目では、“保育園、認定こども園、幼稚園”の並びになっています。

私は、この素案の場合では、“保育園、幼稚園、認定こども園”の並びがすっきりするのではないかと思います。

この就学前教育のところでは、年齢の低い乳幼児からの記載という意図で、この並びになっているということで解釈してよろしいでしょうか。

木村次長

小学校との連携について“保・幼・小連携”と言う時と、“幼・保・小連携”という時があります。しかし、今は文科省でも“保・幼・小連携”と言っています。

なぜ、“保・幼・小連携”であって、“幼・保・小連携”ではないかというのは、今、委員言われたように、0歳児は幼稚園にはいないので、保育園から始まると文科省から説明されておりましたので、それがよいかもしれません。

ただ、いろいろなところで話をさせていただく時に、こども育成課としては、幼稚園に気をつけて幼稚園から始めることもあります。連携の時には“保・幼・小連携”だとは思いますが、いろんな並べかたをする時には、幼稚園を先に持ってくることもございます。

ただ、この資料の中では、保育園を先に持ってきていますので、この中では統一させた方がよいかもしれません。

委員

63 ページの情報提供体制の充実に関して、前回審議会でも、お母さん方への情報が足りていないのではないかという意見を発言させていただいたのですが、“すべての子育て家庭に確実に伝わるよう、より効果的な提供方法を検討し”と記述があるのですけれども、具体的にどのような形になるかというのは、これから検討されるのでしょうか。

というのは、今のお母さん達にとって一番手軽なのは携帯で、LINE や Facebook を駆使して、いろいろ情報を集めている方たちがたくさんいらっしゃいます。お母さんたちにも Facebook などを通じたつながりがとてもありますので、その辺りを検討してもらえると嬉しいです。

横山会長

具体的なことはここには書かれておりませんが、いかがでしょうか。

木村次長

携帯やスマホから見る事ができるホームページがあったほうがいいのではないかというのは、職員の中でも話をしていました。

職員だけの頭でつくるのではなく、具体的にこのようなものがあるとよいということもお聞きしながら、情報冊子“ちゃいるど”のように、市民の方々と協力して一緒につくっていくほうがいいのではないかと考えております。

その時はまたお声がけしますので、よろしく申し上げます。

横山会長

情報の提供というのは、スマホでいつでも情報を得ることができるのは、便利である一方、いい面もあれば危ない面もあります。

委員

この事業計画を3回ほど読ませていただいたのですが、とても素晴らしい内容です。この通りにやっていたら、下関市は本当に素晴らしいまちになります。だから執行部の皆さん、頑張ってください。

そこで、1つ質問させていただくのですが、61ページの教育・保育の提供体制の充実について、このように保育園、幼稚園、認定こども園の充実を図っていただくと、私も代表としてとてもありがたいです。下関市は、こども未来部というのをつくっておられ、幼稚園関係の事務を教育委員会から移行し、それから保育園部門も担っておられ、大変素晴らしいと思いますが、施設型給付により保育園、幼稚園、認定こども園の充実を図るとありますが、その3つだけの充実なのでしょうか。それとも、今まで通り私学振興で運営していく幼稚園を含めて、4つすべてを応援していただけるのか、確認させてください。

木村次長

私学振興は基本的に市ではなく県の管轄なので、県の計画にはそういうことも盛り込まれるのではないかと思います。

国の動向を見ながら、施設型給付に移行されない幼稚園については、どのようなところで二の足を踏まれているのかという原因を分析して、こちらのほうにのっていただけるような方策を考えていかなければならないとは思っております。

私学振興自体は、下関市が単市で今まで以上に、何倍にもふくらまして振興するということは考えておりません。

委員

補助金というのは、いわゆる運営費に対する基本的な補助金もありますけれども、たとえば、施設の一部負担金など、あらゆる名目があります。

私学振興については、今までは監督官庁が県だから市は知らないというような状況でした。これが続くのならば、なかなか全員市のほうには来ない気はします。

相手は大事な下関市民のお子さんです。そのように考えて、これからは市のほうもされないといけないのではないかと思います。この辺りはどうでしょうか。

木村次長

あくまでも、施設型給付に移行されないのはなぜかというところに着目して、移行されると今までの私学振興で運営していくよりもよくなると考えていただけるようにしていきたいと思っております。

私学振興についてはまだ見えていない部分もありますし、施設型給付についても最終的なことは決まらない部分もございますので、とても迷っていらっしゃる幼稚園がたくさんいらっしゃることは重々承知しております。

それに着目して、いい方向に進んでいかなければいけませんし、同じ下関市の幼稚園に通う子ども

さん達は心配であるということには変わりございませんので、尽くしていきたいと思っております。

#### 委員

こちらに出ているのは、0歳から5歳児のこども園、保育園、幼稚園という一番重要な部分です。

我々はお母さんの子育てをサポートしますが、やはり主体はお母さんです。お母さん、お父さん方が我が子の最終的な責任者ですから、我々はいろいろな事情でできないという方をサポートしますが、その体制は全て一本です。

監督官庁というのもあるのですが、せっかくこども未来部があるのに、もう少し視野を広げていただきたいと思います。

我々も歩み寄って、いろいろお話しして理解しますし、この素案もとても素晴らしいです。

ただし、これを現実に移す時には、たくさん問題があります。それを私は危惧しています。お互いに頑張っていきましょう。

#### 委員

今までのデータを基に計画をたてていくということで、現実にこれほどまで少子化、高齢化がこれからも進んでいくというデータを目の当たりにすると、下関市は本当に大丈夫なのだろうかと思えます。

特に、県、そして全国平均と比べても、どの地域よりも高齢化の波が押し寄せている中で、本当に待たなしで、子どもにしっかりと関わっていく市の姿というものを、この計画の中できちんとお示しすることが大事だと思います。

今日の新聞に出ていましたけれども、県では“やまぐち子育て連盟”ということで、国家に例えれば国家プロジェクトとして、すべてを総動員して少子化の歯止めを行い、子どもに関わっていこうという流れが出来上がっています。そういった意味で、この下関市においても、ぜひともそういった気概で臨んでいかなければならないと思います。

特に、働き方、ワーク・ライフ・バランスなんかを考えたら、この会議の中にもJC、商工会議所の方々や企業の方々にも入って、担任もしてもらい、ご意見もいただきながら、ともにこの少子化を何とかしていこうという雰囲気、空気をこの会議からつくっていかねばいけないのではないかとこのデータを見ながら感じた次第です。

個々に力はないかもしれませんが、本当にみんなで団結して、素晴らしい下関市にしていきたいと思えます。

#### 横山会長

小さい子どもの時だけを考えるのではなく、子どもは小学生、中学生になり、社会を支える大人になっていきますので、地元に残って子育てをしようという人たちが増えていかない限り、子育てをしやすいまちとは言えません。

この中に“すべてがつながって”と書いてありますが、小学校までをつなぐのではなくて、人生すべてを考えて、下関市で生まれた子どもからお年寄りまでがつながっていけるようにしていくことが大切です。

委員

65 ページの子育てに関する医療費の経済的負担軽減に関して、私は東京出身なのですが、下関市では医療費負担がとても不満でした。

収入制限があり、3 歳からの医療費がとても高かったのですが、ここに“医療費の健康保険自己負担分を助成します”と書かれているので、とてもうれしいです。ぜひ早いうちによりしくお願いします。

委員

下関市はそんなに高いのですか。

委員

高いといえますか、収入制限があり、3 歳からは無料ではありませんでした。しかし、わたしの地元では小学生卒業まで医療費が無料です。3 歳からも助成していただけるようになればうれしいです。

委員

59 ページの計画の体系を見ると、特に、基本目標2のすべての子育て家庭を支える環境づくり、あるいは基本目標3のみんなが育つ環境づくりは、今回はより具体的な方向性ができていると思います。

では実際にこれを引き受けて、牽引していく人はだれか、このようなサポートをするにはお金はどうなるのかといったことを何らかのかたちで保障しておくこと、あるいはこの施策を点検、評価する機関を盛り込んでおかないといけないと思います。非常にきれいな計画の体系なのですが、実践していけるのかという不安が少々あります。具体的な構想などあれば、実践のために教えていただけたらと思います。

例えば、子育て支援拠点の充実とありますが、保護者の一時保育のニーズはとてもあるのではないかと思います。梅光の支援センターでもとても一時保育が増えていますけれども、手が足りなかったり、時間がなかったり、経費がないとできません。

行政ではデータには出てきているのですが、実行に移すにあたってどのようにプロセスを意図しておられるといったことをお聞きしたいと思います。

横山会長

どのように実行するのかというものと、とても長期に渡らなければ難しいというものもあるかもしれません。

木村次長

まず、この後ご説明します第5章の量の見込みと確保方策というところが、教育・保育そして13事業のニーズ、これに対して取組をどのようにしていこうという数値です。

一時保育について委員のご指摘されますところは重々承知しております。先日からホームページに、保育園にもご協力いただいて、一時保育の空きがあるところを載せております。せっかく一時保育をすべての保育園で実施するという良い制度があるのに、なかなか空きがないため実際には使えないという話も聞いております。来年度からは工夫をして、拠点をつくっていきたいということも考えております。



横山会長

それでは、次の議題に移りたいと思います。教育・保育施設の提供量や確保方策について、事務局に資料の説明をお願いします。

田中主査

その前に、最初に私からご案内させていただきなけければいけなかったのですが、資料の訂正がございます。

表現の訂正ですが、64ページ、それから73ページ、73ページは再掲ですが、放課後児童クラブの充実に関して、内容で“放課後における小学校低学年児童の健全育成”とあるのですが、新制度は低学年に限りません。これは“放課後における小学校児童の健全育成を図るため”とするのが正しい表現でございます。

他にもこのようなことを含めた訂正がありますので、9月29日の審議会までには整えてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、事前にお送りしました、もう1つの資料でございます。量の見込みと確保方策の1ページから見ていただきたいと思います。昨年議論をいただきました提供区域の設定について整理しております。こちらはその通りでございます。

次に教育・保育の量の見込みと確保方策が2ページ以降となっております。この資料の体裁ですが、最初に区域ごとに特徴を簡単に述べさせていただいております。

その次に、量の見込みと確保方策を1号、2号、3号別に、表で5年間分を並べています。量の見込みに関しては、以前の3月の審議会で確認いただいた数値です。その際にお出した見込みの数値に修正を加えております。平成27年度と平成28年度の数字を修正したのですが、その修正内容は、3月の時にお出した数値では、ニーズ調査のアンケートで、たとえば保護者の方が2人とも働くことを望まれていると回答した場合に、そのお子さんは“すぐに保育が必要な子ども”とカウントいたしました。区域にもよるのですが、27年度の量の見込みにすぐに反映していましたので、一気に数字が上がることが起こります。しかし、今回修正を加えたことによって、仕事を始めるのは、26年度の実績の数値から29年度までになだらかに実現、増えていくこととしましたのでご理解いただきたいと思います。区域によっては、減るという部分がなだらかになっているかもしれませんが、そのような修正を加えました。26年度と27年度の数字が極端にかけ離れているのは現実的ではないので、そのような修正を入れております。そして、29年度以降の数値は、前にお出した数値そのままでございます。それが最初にご理解いただきたい部分でございます。

続いて、確保の内容についてですが、この資料の数値については、事務局で現状から想定した施設ごとの利用定員を入れております。

公立の幼稚園と保育園は、先日郵送でお送りいたしました、市の就学前施設の整備基本計画を反映させております。利用定員は現状の定員、あるいは実際の園児数が定員よりも少ない場合は、現実的な数字のほうを入れたものでございます。

私立の幼稚園、保育園に関しましては、7月に実施いたしましたアンケートを基に行うという前提で数値を入れております。認定こども園への移行を希望される園は、移行されるということで、アンケートの回答のとおり利用定員を入れております。また、幼稚園では、新制度に移行しないと検討されている園は、移行されないということで、現状の定員あるいは園児数の数値を入れており、これが今回の確保の内容でございます。

区域ごとの達成の状況というのは、実際の支援事業計画では、次回お見せする、または最終的に年度末に作成するものは、確保方策とともに、一応、いつかの年度では提供不足は0と表現することが求められております。今回の資料では、特に策を打たなければ、そのまま不足の部分を示しています。区域ごとの資料の最後に、提供体制の確保についてのコメントを入れました。提供不足を0にするための策として、現段階で考えられる案も入れましたので、ご確認いただきたいと思います。

それでは、すべてではございませんが、いくつか区域ごとに説明させていただきたいと思います。

本庁地区ですが、特徴としては人口の減少は見られますが、他の区域からの施設利用希望が多いことが挙げられます。現状の施設の数も多く、現在24施設あります。この区域は、公立6施設を統合する幼保一体化施設の計画を進めており、また私立幼稚園、私立保育園で認定こども園に移行するお考えのところ3つございます。表を見ていただければ、保育園タイプですが2号と3号の提供量の不足が大きいのですが、1号の提供量が過剰となることが結果として出ておまして、もっと私立幼稚園さんに保育の需要を取っていただくというようなお願い、認定こども園への移行を検討いただけるようお話ししていきたいと考えています。

次に彦島地区です。この区域は、先程の本庁とは逆に他の区域からの施設利用希望が少なく、人口減少の影響を大きく受ける見込みです。現在就学前施設が10施設ございます。平成27年度から西山幼稚園を閉じて、平成29年度から彦島第二保育園を閉じるという予定を反映させています。また、私立事業者の方へのアンケートで、この区域では多くの施設が認定こども園に移行するという回答をいただいております。彦島地区では、提供体制が過剰となることが見込まれるので、利用定員の調整が必要な区域です。

次は、川中・勝山地区が特徴的ですので10ページを見ていただきたいと思います。

現在16施設ございます。近年は毎年、年度末には待機児童が発生しております。平成29年度に公立の垢田の保育園と幼稚園を統合し、認定こども園に移行する計画をここでは反映しております。

この地区は、本庁地区と違って1号認定の需給がほぼ一致、あるいは不足気味なのですが、2号、3号の不足分を確保するには、施設の新設が必要なのではないかと考えております。

このように区域毎に需要と供給の数字を出して、対応の策、案を示しております。公立の施設しかない区域は、提供過剰に対しては、利用定員を減らすなど、計画に基づいた統合を進める策がございしますが、旧豊浦郡部で私立の施設があります。豊浦と豊北です。

そこで豊浦地区を見ていただきたいと思います。18ページです。

豊浦地区は、平成27年度から小串幼稚園を閉じる。また、川棚幼稚園、川棚保育園を統合し認定こども園となること、平成28年度には黒井幼稚園と黒井保育園を統合し認定こども園となること、そして室津幼稚園を29年度までで閉じるということを反映させています。数値のピークは29年度で、1号の提供体制が不足することが予想されています。地域は、川棚、黒井、小串、宇賀もありますが、地域ごとの過不足状況を捉えながら、私立保育園の認定こども園への移行を要請することや、公立の1号認定の対象施設の定員を上げることなどを策として考えております。

以上これまでが、教育・保育についてございまして、続けて、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について、ご説明いたします。

最初が、利用者支援事業についてです。現在、こども育成課窓口にて、子ども・子育てコンシェルジュとして1名配置しており、これについては継続して実施していく予定です。

地域子育て支援拠点事業に関しては、区域ごとに見ると、施設増の計画を反映させても提供体制が不足する区域がございまして、山陰地区においては、現状施設がございません。施設新設の計画はなかなか

か難しいと考えています。

なお、今回の提供体制の数字には、駅ビルのふくふくこども館についての数字を入れておりません。ふくふくこども館の利用者数はかなり大きい数字となりますが、本庁地区の需要に対するものだけではないと考えられます。山陰地区や川中・勝山地区の不足分に関して、あくまで補完的に影響し、保護者にとってどこにも行くところがない、という状態にはなっていないのではないかと考えています。

次に、妊婦に対する健康診査を実施する事業と乳児家庭全戸訪問事業、また養育支援訪問事業についてですが、すべての対象となる方に対して実施することを目標とする事業でございます。

ショート・ステイ事業については、既存の2つの施設で提供体制は充足している状況です。

就学児童のファミリー・サポート・センター事業については、アンケート調査では、見込みの量が0となったものですが、実績がございますので、量の見込みについても実績から取っております。

次の一時預かり事業については、まだ国からの提示もなく具体的な制度内容を確認できない中で、検討しにくいのですが、幼稚園の在園児を対象とするものは、現在実施している私立幼稚園で今後も実施され、認定こども園に移行する園も実施可能として、また公立に関しても現状での実施状況から、供給体制は充足しているといいたしました。事業内容や利用者負担とも関係してまいりますので、これらとあわせて提供体制も詰めてまいります。

次に保育園などでの一時預かり事業ですが、これは利用ニーズが高く、現状に対していくつかの公立保育園を拠点化することを提供体制に織り込みましたが、不足している状況です。

一時預かり事業の中の、ファミリー・サポート・センター事業とトワイライト・ステイ事業による確保は、区域を全市で1つとしておりますので、別にして提供体制をお示ししています。

次の病児保育は、新たに1か所開設することを織り込んだ数値ですが、まだ不足しているという状況です。

時間外保育については、アンケートによる見込み量が実績に比べ少ない状態が出ておりました。この度、実績を踏まえて量の見込を修正しています。延長保育は、現在実施している保育園では、在籍園児全員ということはないにしても、ある程度は受けることができるという前提が取れると考えられます。

最後に児童クラブでございます。長府、山陽、川中・勝山、山陰、豊浦の5つの区域で、増設などの計画を織り込んだ確保方策となっております。

## ○ 西川次長

児童クラブについて、補足させていただきます。

量の見込につきましてはアンケート調査の結果から算出しています。現在の小学校3年生までの児童の利用者を対象にした調査ですが、低学年については入会見込の児童数の割合、高学年の見込については、継続して入会したいという児童数の割合を算出して出した数値でございます。区域の設定につきましては10区域ということで、児童の安全性、そして利便性を考慮しておおむね小学校の敷地内に整備しているものでありますが、量の見込については小学校ごとに算出しております。

確保の方策についてですが、考え方は大きく2つございます。

1つ目としましては、児童の対象年齢が小学校6年生まで拡がることから、現状の施設の適正児童数から待機児童が生じる見込みのあるクラブについては、その見込み数の多い順に、計画的に児童クラブを増設していこうというものでございます。適正児童数というのは、国が示しています事務室や



トイレを除く児童クラブの有効面積、これが児童1人あたりの1.65㎡で除した面積となります。事業計画の5年間で現状の各クラブの適正児童数と利用見込数との差が大きいクラブから申しますと、川中・勝山地区で、川中、一の宮、川中西、山陽地区で清末、長府地区で豊浦、山陽地区で小月、豊浦地区で川棚という順番です。最高79名、最低でも32名の施設の不足が見込まれるところであり、これを順に整備したいと考えております。

ただし予算上の都合もありまして一度に整備することができません。1年度に2、3か所の整備ができればと思います。

国が定めました児童クラブの適正規模ですが、1単位おおむね40人以下となっておりますが、当面、待機児童をださないことを優先すべきであると考えまして、1単位50人として整備していけたらと考えております。

確保の方策の考え方の2つ目でございますが、これまで学校の余裕教室を中心に行ってきたところ、学校全体の児童数の増加、さらに校舎の耐震化工事を行っており、5年間で余裕教室を利用できなくなるクラブもあります。新たな場所を確保するために専用棟の建設を要するクラブがございます。具体的には山陰地区の安岡児童クラブですが、27年度には耐震化工事が予定されており、余裕教室が使えなくなるため、所要の整備を行いたいと考えております。

以上のことを踏まえまして資料の36ページから児童クラブの確保方策について掲載しておりますが、区域ごとに表でお示ししています。

整備の時期でございますが、資料では、平成27年度に川中、安岡の2クラブ、平成28年度に川中西、一の宮、平成29年度に豊浦、清末、30年度に小月、川棚児童クラブについて整備し、それぞれ整備年度の翌年度には提供体制を確保できるようにしております。

資料において確保の内容から量の見込を差し引いた数値、“ - ”と表現していますが、プラスの数値が出ているところはクラブに余裕があるということになります。マイナスの数値となっているところは提供体制が不足しているクラブを示しています。児童クラブの増設等の整備によりまして、計画の最終年度である31年度にはほとんどの区域でプラスの数値となっているところですが、山陽、山陰の2地区につきましてはマイナスの数値が出ております。一見すると必要な提供体制が確保できていないとなっているわけです。ただ、児童クラブについては、入会した児童が毎日利用しているわけではありません。一部の会員しか利用しない日、クラブが多数あります。国の基準の児童数の考え方というのが、毎日利用する児童と数日しか利用しない児童と平均した利用人数という考え方になっております。児童クラブの過去3年間の平均利用率は、入会児童の約7割となっております。したがって、仮に入会児童数が50人であるクラブにおいては、日々の実際の利用者数は35人となります。こうしたところを考慮いたしますと、マイナスの数値が出ています地区でも待機児童は発生しないものと見込んでいるところです。

一方で、児童数が極端に少ないクラブ、また学校の統廃合が計画される学校など、今後の状況に応じて、複数の児童クラブを統合して、拠点となるクラブで対応するなど検討してまいりたいと思っております。

横山会長

ありがとうございました。現在のところから未来に向かってというのは、なかなか難しいです。これについて、何かご意見等はございますか。



委員

資料3ページの確保方策の中で、“2号、3号の提供量の不足は、平成29年度から”と書いてありますが、27年度の間違いでしょうか。

田中主査

失礼しました。そのとおりです。

委員

そこで対応案が3つあります。

認定こども園の定員の増員、周辺の私立保育園の定員の増員、それから私立幼稚園の認定こども園への移行の要請と書かれています。

こだわるわけではありませんが、順番とすれば、幡生の認定こども園が1番ではなくて、まずは周辺の私立保育園の定員の増員としていただき、それから幼稚園の認定こども園への根回しをしっかりとさせていただいて、その上でどうしても確保できない時に、認定こども園の定員の増員を考えていただくような順番にさせていただきたいと思います。

委員

同じ2ページです。1号、2号、3号とありますが、市は1号の子どもは幼稚園に行き、2号の子どもは保育園、それから認定こども園に行くという単純な発想をしておられるようですが、2号認定の幼児でも幼稚園に来る場合があるので、それを加味することが必要です。

何かあれば公立の大きいものを建てて、民間を圧迫するというようにとれます。幡生ヤード跡地に大きいものを建てたいという意図があると思います。だから我々はちょっと待ってくださいとお願いをしているのです。

現在、私立幼稚園に通っている園児の中に、2割くらい2号認定の子どもはいます。今は夏休みですが、今日もうちの園には子どもが25、26名います。そのような子どもはすべて2号認定だからといって、幡生ヤードの認定こども園の定員を増やすという短絡な考え方をされるのはよくないと思います。

今の私立幼稚園は頑張っています。市の当局担当者が知らないだけです。だから、このようなことをこの中に反映させていただきたいです。

それから、預かりを必要とする子どもが年間にどのくらいいらっしゃるかという実績の数字はあります。おっしゃっていただければ、出すことはできます。もう少し現実に即したことをやっていただかなければ、民間を圧迫されてしまうと、我々はやりにくいです。

だから、もっと我々の団体と協議しましょう。協議の中で、認定こども園になってくださいという話は一度も出ていません。説明はたくさんしていただきましたので、とてもよくわかりましたし、ありがたかったです。しかし、認定こども園になってくださいという依頼はありませんでした。お互いにもう少し信頼感を持つことが必要です。

繰り返しますが、我々は下関市民の大事なお子さんを1,700から1,800人もお預かりしているので、だから市ももう少し考えてください。以上です。

田中主査

補足説明をさせていただきます。

まず、保育を必要とする2号認定の子どもさんの中にも、幼稚園を希望する人がいるというのは、実際にアンケートで数字が出ております。それについては、ここは1つにしてしまったので良くなかったのですが、2号の量の見込みで幼稚園を希望する方については、1号の量の見込みの中に数字を入れました。それに対しての供給体制はどうだろうかという見方をしております。すみません。逆にわかりにくくしてしまいましたけれども、一応、一緒にしております。アンケートでは数字が出ております。数字についての補足は以上でございます。

それから、この新制度の主旨というのが、施設型給付になるべく多くの施設に入っていただきたいというのがあります。その説明がうまくできていない点が大きいのかと思います。つまり、新制度の施設型給付に入っていただくことによって、初めて新制度が上手く回り始め、大きなメリットに向かっていくという部分を上手くご説明できていないのだと思います。ぜひ今からもお話を続けさせていただいて、何とかそちらに向かっていければと思っています。

その中で、幼稚園か認定こども園になるというのは、やはり選択でございますので、我々から認定こども園になってください、と言うのはなかなか難しいのですが、ぜひそちらに向かっていけるよう、今からもご説明をさせていただきたいと思っております。以上です。

横山会長

今までは幼稚園、保育園は別々の管轄でしたが、今回ついに一緒になるというスタートラインに立ったところです。

下関市としては、幼稚園に関して、丁寧に説明していただける場をつくっていただきたいと思っております。

委員

今の部分に付け加えますと、対応案の中に、たとえば私立幼稚園の2号認定の幼児は、6時まで預かる必要がある子どもを預かり保育で受け入れてくださいということも入れていいのです。そのような努力をされていいと思います。

私はそういうことをされなくて、幡生のこども園の定員増加という安易な方向に流れるのがよくないと思います。大変お恥ずかしいことなのですが、現在の私立幼稚園は定員割れが大半です。つまり、まだ入れる余裕はあるのです。

したがって、もちろん我々もそのような努力をしなければなりません、市側としてもそのような努力もしてほしいと思っております。

佐伯部長

今までの思いも含めて、こちらにもひしひしと伝わってくるお言葉であったと思います。

何度も申し上げますように、まず、この計画書に書かれているこの文言については、まったく意図はございません。

今までのように、きちんと関係者皆さまと調整を図りながら、例えば本庁の幼保一体化施設についてはどう程度の定員が適切なのかということを考えてまいります。そのために、皆さまにこのようにしっかりと提示していこうと考えております。

また、これまでは当然、福祉部の中のこども育成課という部署が保育所管轄としてやってきておりました。公立幼稚園についても、教育委員会の部門で管轄していました。

この度4月、この新制度を視野に入れ、私立幼稚園に関することも含めまして、同じ管轄部署を新たにつくったところでございます。現在、これが完全に機能しているかと言われれば、まだぎくしゃくしているところはあるかと思えますけれども、当然、今までもこれからも皆さまの意見をきちんと聞いていく姿勢は持っておりますので、決して突っ走って、箱モノだけをつくっていくという姿勢ではございません。その点につきましてはご安心いただければと思います。以上です。

#### 委員

こども園をつくれるというのはいいと思います。

ご存知のように、子ども発達センターは飽和状態です。だから、発達センターの業務で移せるものだったら、このこども園の中に移していただきたいと思います。

なぜ私がそれにこだわるかというと、発達センターに通う子どもとこども園に通う健常の子どもが交流することによって、こども園の子どもにもいい影響があり、発達センターに通う子どもにもいい影響があると思えますし、我々は肌で感じています。

うちの幼稚園にも、障害があると診断される園児が幾人が在園しています。このような子どもを他の子どもがお世話してあげたり、手を引いてトイレに連れていってあげたり、見ていると感心する程お世話をしてくれます。しかしながら、そのような子どもがクラスに10人、20人もいると保育に差し障りが出てしまいます。

健常児と障害児と一緒に暮らすというのは大切なことです。そのようなこども園をつくっていただけると、我々も反対することはありません。

#### 横山会長

他にご意見はございますか。

#### 委員

2ページの3行目から星印のところについて、真ん中あたりから“平成25年度末の実績と比較すると...”という文章があります。この文章は必要なのでしょうか。

それから、移行の要請について、19ページの対応策では“私立保育園への認定こども園への移行”とありますが、先程から申し上げています小串の私立保育園が認定こども園に移行していただけるのは、私自身は大歓迎ですし、これについては行政にも尽力していただきたいと思っています。

私立保育園の経営体力というのは、おそらくかなり脆弱だと思います。こども園に移行する、子どもを募集する、その際には公的な支援として、地域の保護者に情報発信してもらい、知ってもらい、そして応募につなげていただく、そうすることで私立保育園が認定こども園になった時に、経営としても上手くいくことになるのではないかと思います。

行政が認定こども園に移行を要請するだけで終わってしまっただけでは、当の私立保育園としては認定こども園になっても経営していけるのか不安を抱かれるのだと思います。保護者の方にも、認定こども園になることについて、ぜひ行政としてもPR、情報提供していただきたいと思います。

最後ですけれども、22ページ以降の数値に関して、おそらく真面目な方が数字を出されたのでしよう。一の位まで入っているのですが計画値ですから、100の単位くらいで数字を丸めてもいいのでは

ないかと思えます。

横山会長

最初の2ページについては、田中さんがおっしゃっていたように、数字をなだらかにしたという説明を入れたほうがいいと思って、入れられたのでしょうか

田中主査

ご指摘の文章は、今回の資料としては入れさせていただきました。この間ご案内した数字とは変えていますので、計画には入れません。

木村次長

先程、確保方策の対応案の表記のご指摘もいただいたのですが、こちらは、現時点で羅列させていただいたというところでございます。今からももちろん、この数字が良くなるように、私立幼稚園にも私立保育園にも個別にお願いしていきたいと思っております。

例えば、定員の増加をお願いできないだろうか、それから保育園でも幼稚園タイプの子どもさんも受け入れていただけるように認定こども園になっていただけることはできないだろうか、逆に幼稚園にも保育園タイプの子どもさんを受け入れていただけるように、認定こども園になったり、預かり保育をしっかりとしていただけられないだろうか、というお話もさせていただきたいと考えております。

この確保方策の部分は、何もなくても済むように、そして、お願いできたので数字をきちんと入れることができたという状態となることが一番良いと思えます。これを見た上で、このようになっているので、お願いできませんでしょうかという材料として、この時点では捉えていただきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

また、私立幼稚園の中にも“確認を受けない幼稚園”という表現がございますが、これは私学助成を引き続き受けようとしている幼稚園という意味です。絶対に私学助成を受けないと100%決めていらっしゃる幼稚園ばかりではありません。とりあえず27年度は様子見とされているところもあります。実際には給付費はいくらになるのかという点で、私学助成の方が園の運営はうまくいきそうなので、今のところは保留にしておこうと、全国的にもそのような話を聞いております。

その部分については、9月のはじめに国の説明会もございますので、その時には、国が予算要求をした数字が貰えるのではないかと考えております。そこできちんと情報を得て、園に対してももう少し具体的な話ができるのではないかと思いますので、引き続き努力をしてお願いしていきたいと思っております。そしてその結果、確保方策はもう確保できるという数字にできるだけしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

委員

この新しい制度になった時に、一番危惧されたのは、都心部などにおいては待機児童の解消というのがありました。山口県内にもあまり子どものいない地域もあります。認定こども園の普及の考えもあると思えますが、あまり子どものいない地域において、多くの保育園が余計に手を挙げると、例えば彦島地区においては過剰に増えてしまいます。

1号認定は特に、手を挙げたけれども、誰もいないというところがないよう、これから調整をしっかりとしていかなければならないと思えます。



また、一時預かりというのは、ニーズが高いのでいろいろと既存の施設で実施されるのですが、そうは言っても、現実的にどのようにやっていけるのかという不安があります。

保育園の一時保育のニーズは、やはり0、1、2歳と小さい子のニーズが非常に高く、3、4、5歳はあまりありません。そうすると、特にまた受け入れが難しくなります。保育園も幼稚園も、子どもの将来を見通しながら、いろいろな計画を立てて、その中でお預かりしている子どもの発達をちゃんと保障していくことが根本にあります。リフレッシュ、冠婚葬祭等も含めて、いろいろなニーズがあると思うのですが、子どもを預かるのは、必ずしもそのような場でなければいけないのでしょうか。

何か違う手法も考えておかなければ、保育園や幼稚園ですべてをまかなっていきこうというのは、この数字を見ると非常に難しいと思います。以上です。

#### 委員

マイナスの数字の大きさを見ますと、しっかり期待に応えていかなければならないのだと感じています。幼稚園の一時預かりの数字を見ても、これがある程度の実績に基づくものだということで、本庁地区では2万を超える現実の数字となっており、幼稚園に負けないよう保育園でも、自分たちでできることを考えてやっていきたいと改めて思いました。

日頃から、市役所から、一時預かりの場所がないという苦情があるがどうにかならないのだろうかという話をされ、私たちもとても申し訳ないという思いでいっぱいなので、何とか受けられないものかと保育園長会で話し合っています。定員を上回っている保育園もありまして、その中で一時預かりをやっていくというのはとても難しいです。

地域による格差もあり、それぞれの園が抱える状況もかなり違うので、一律に一つの方策を出せない状況でもあります。その中でも拠点をつくること、定員を見直すこと、部屋を確保して、一時預かりの専門の職員を配置することなど考えております。

確かに、この数を見ると、すべてやって満足させていくというのは、今の状況では難しいとは思いますが、しかし、諦めてしまうのではなく、せっかくこんなに素晴らしい基本方針ができていますので、みんなで力を合わせて頑張っていくためには、しっかりといろいろな部所と話し合いを行い、自分たちにできることを最大限に発揮し、子どもたちの最高の利益を考えて、大人がしっかりとした考えのもとで最善の方策をたてていくことが大事だと思っています。

#### 横山会長

ここは、本当に将来に向けて課題の多い数字です。以前、ネットで子どもの預け先を探した結果、考えられない事件が起きました。この数字が急に解消できるというわけではなのでしょうか。

#### 木村次長

ご説明いたしましたように、拠点を設けて行うことを考えております。

とりあえず公立の保育園で部屋に余裕のあるところでその部屋を利用することを考えているのですが、特に3歳未満児については、最初から在園児の中に入れると泣いてしまい、保育できないという状況になるようです。園に何度か通って慣れていけばいいのですが、そうではない場合はちゃんとした別の一時預かり用の部屋でお預かりし、最初からきちんと一時預かり用の保育士を雇っておいて、部屋が確保できそうな園を幾つか拠点にと考えております。

ここを頑張らないと、虐待やこの前のような悲しい事件が起こってはいけません。保育士不足とい

う問題もございましてなかなか難しいのですが。

それでも、これを加味しての資料のとりの数字となっております。本当に心苦しいです。また、私立保育園さんにもご協力を仰いでいきたいと思えます。

#### 委員

今お話しされたとおりなのですが、養成校でも保育士になりたいという人がどんどん減ってきております。求人は毎年増えるのですが、すごく大きな問題となっております。

学校教育だけでなく、在学中の学生たちに保育の現場で経験していただくなど、今までなかった仕組みを考えて、みんなが育つという意味で捉えて施策を考えなければ、おそらく次代の親は育たないと思えます。

#### 委員

うちは6時まで預かりを行っていますが、本当は8時まで預かればお母さん、お父さんは大変助かるはずで。

しかし、なぜ6時までとしているかという、6時までいた先生はまた、翌朝7時半ないし8時には出勤しないといけません。こうしたことから6時までにはせざるを得ないのです。

そこで、今、お子さんが大きくなって手がかからなくなり、パートに出たいという元教員の方がいらっしゃいます。我々はせっかく設備を持っているので、その設備を生かして、そのような方をパートで雇って、8時まで就労していただくなど、いろいろ手はあります。

そのようなことを市に考えていただくなり、我々も協力していきたいと思えます。

#### 委員

以前いただいた公立施設の整備計画に関して、これは今回変える部分はあるのでしょうか。

例えば彦島について、幼稚園が31年度では最終的に30人の定員となっております。それは、西山幼稚園がなくなって、江浦幼稚園になり、今の施設をこのまま残しながら、30人を抱えていくということでしょうか。

#### 木村次長

30人いれば続けるということなんです。

幼稚園については、新入予定園児が10人未満かつ全園児数が15人以下となる幼稚園が生じた場合には、その次の新入園児を募集しないという方針があり、これは変わりません。

もし江浦幼稚園よりも、他のこども園に行きたいという方が増えれば、当然、その10名、15名を割る状態になってくると思えます。

人数が割る状態であっても、江浦幼稚園は10年続いているので、何が何でも残すという計画ではありません。あくまでも、10名、15名を割るという前から定めているルールに合致すれば、そこで募集中止、閉園を考えるということになります。

#### 委員

現実に、認定こども園になる幼稚園、保育園があるわけで、1号認定の子どもたちの確保に100人以上が供給過剰になっていると思えます。その部分は考えなければいけないかと思えます。

また、9ページの山陽地区では、確保の方策として、“私立保育園の認可定員の増員を要請”とあります。もちろん31年度まで不足が見込まれる分増やしていただくことは必要かと思いますが、それから先の状況というのは本当に見えませんし、例えば定員を増やしたが、今度下げることが難しいということになるといけません。定員を増やすことも可能だし、減らすことも可能とするよう施策としてちゃんとしていただきたいと思います。

それから、11ページの川中・勝山地区で、対応策として“2号、3号の提供量不足に対し1施設増の検討が必要”と書いてあります。これは公設公営ということではなくて、民間でということでしょうか。

木村次長

利用定員というのは、認可定員を超えて設定することはできませんので、山陽地区については、現在受け入れている人数よりも少ない認可定員の園のうち、認可定員を上げようと申し出ていただけた園は一部しかありません。

例えば100人の認可定員であっても、実際は120人利用している、しかし120人に認可定員を上げようと申し出ていただけなかった園があるとすれば、その利用定員は100人ですので、“20人不足”という数字が出てくるということになります。

実際は受け入れている20人という数字を認可定員というかたちに変えていただくという意味で、120人まで持って行ってくださいとお願いしなければならないということです。

川中・勝山地区では、100人のところを120人にしてくださっている園がかなりたくさんありますが、それ以上に足りないという状況です。ほとんどの園が認可定員を上げようと回答を出して下さっているの、これ以上の増加は頼めないという状況です。敷地についても、増設していただきとお願いするのはなかなか難しいですし、何かいい案があればお聞きしたいです。

委員

需給状況を見るために10区域に分けて数字をあげておられますが、ここに住んでいるからその施設に行くとは限りません。

流動的にいろいろな施設を利用できるという情報がきちんとなされれば、ある程度選ばれることになるでしょうし、とりあえずは目安ということでしょうか。

だから、急に足りないから1園つくるといって話ではないということでしょうか。

委員

ただ、計画上はゼロにしなければならないのですよね。

横山会長

はい。みんなで知恵を絞ります。

毎回あつという間ですが、今日は16時も過ぎてしまいました。

次回は、また早めに資料をいただけますでしょうか。

田中主査

最後に事務連絡です。次回は9月29日の月曜日の14時から予定しております。

今回は、10月以降にパブリック・コメントを出す予定ですので、今回見ていただいた素案の“素”を取って“案”としてそこまで固めたものを、もう一度見ていただこうと思っています。それに加えて、県や国にも、おそらくその頃に提出を求められると思うので、まとまったものを見ていただこうと思います。

もう一つは、幼保連携型認定こども園を市が認可するにあたって、審議会の意見を聴取することとなっておりますので、認可の申請状況によりますが、申請のあった施設の認可についてご意見をいただきます。

他にも、新年度の入園手続き開始を控えて、ご報告やご審議いただく内容も出てくることあるかと思いますが、

あと、利用定員について、支援事業計画の数字と27年度の利用定員は同じですので、園ごとの数字を見ていただくということになるかと思いますが、そのようなことが議題になると思います。入園の手続きが始まるということで、具体的な施設と利用定員の数を見ていただくこととなると思います。

そのような準備をして参りますので、よろしく願いいたします。

横山会長

今日は、本当にありがとうございました。